

社会福祉法人新川中原保育会

2019 年度役員報酬限度額

2019 年度の役員報酬限度額を 500 万円とします。

但し、役員報酬とは理事長報酬と、別に定める「理事会 報酬・旅費規定」により支給される理事・監事に対する報酬（日当）のことであり、支給される報酬の合計額です。

2019 年 5 月 24 日

第 265 回理事会にて承認

2019 年 6 月 15 日

2019 年度定時評議員会にて承認

（役員報酬等）

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

社会福祉法人新川中原保育会

理事会 報酬・旅費（交通費）規定

本規定は、定款第二十一条の規定により、理事・監事の報酬・旅費を定めるものである。

【報酬】

- ・理事会出席の理事、監事に対して、一回につき以下の額を報酬として支払うものとする。

理事会の開催時間が2時間以内の場合は、1回につき5,158円

理事会の開催時間が2時間を超える場合は、1回につき10,316円

- ・監事または理事が、内部監査及び指導検査立会等、法人の業務にあたる場合は一時間当たり2,000円を報酬として支払うものとする。
- ・報酬の支払いにあたっては、法定所得税（3.063%）を預かるものとする。
- ・施設並びに本部より報酬を受ける理事には支給しない。

【旅費交通費】

- ・理事会出席の理事・監事には、旅費として理事会開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。

【宿泊費】

- ・理事会及び法人業務に際し、宿泊が必要な場合は実費を支給する。
- ・この規定の改正は、評議員会の承認をもって行うものとする。

平成13年2月27日 改定平成23年1月8日 改定平成28年5月21日

平成29年4月1日改定（第255回理事会にて承認）

平成29年6月24日開催（平成29年度定時評議員会にて承認）

（役員の報酬等）

第二十一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

社会福祉法人新川中原保育会

評議員会 報酬・旅費（交通費）規定

本規定は、定款第八条の規定により、評議員の報酬及び旅費を定めるものである。

【報酬】

- ・ 評議員会出席の評議員に対して、一回につき以下の額を報酬として支払う。
評議員会の開催時間が2時間以内の場合は、1回につき5,158円
評議員会の開催時間が2時間を超える場合は、1回につき10,316円
- ・ 評議員が、評議員会への出席以外で法人の業務にあたる場合は一時間当たり2,000円を報酬として支払うものとする。
- ・ 評議員への報酬支払の際には、法定所得税（3.063%）を預かるものとする。

【交通費】

- ・ 評議員会出席の評議員には、旅費として評議員会開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。

【備考】

- ・ 評議員会に出席した理事及び監事は、理事会報酬規定を適用し、その際の会議の所要時間は評議員会と通算するものとする。

【改正】

- ・ 本規定の改正は、評議員会の議決をもって行うものとする。

附則

- ・ 本規定は、平成29年6月24日より施行する。
平成29年6月24日開催 平成29年度定時評議員会にて承認日より施行。

社会福祉法人新川中原保育会定款

（評議員の報酬等）

第八条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

社会福祉法人新川中原保育会

評議員選任・解任委員会 報酬・旅費（交通費）規程

本規定は、定款第六条3項の規定により定められた、評議員選任・解任委員会（以下委員会という）運営細則第5条の委員の報酬及び旅費を定めるものである。

【報酬】

- ・委員会出席の委員に対して、一回につき以下の額を報酬として支払う。
委員会の開催時間が2時間以内の場合は、1回につき5,158円
委員会の開催時間が2時間を超える場合は、1回につき10,316円
- ・各委員への報酬支払の際には、法定所得税（3.063%）を預かるものとする。

【交通費】

- ・委員会出席の委員には、旅費として委員会開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。また宿泊が必要な場合は実費を支払うものとする。

☆委員会の開催が就業時間内の場合は、施設の職員には支給しない。

附則

- ・本規定は、平成29年1月7日より施行する。
（平成29年1月7日開催第252回理事会で承認）

定款

（評議員の選任及び解任）

第六条3項 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。